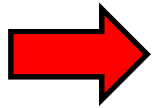


鹿 児 島 県

地域包括支援体制人材育成事業

1 目的

市町村が、複合的・複雑化した課題や制度と制度の狭間の問題を抱える世帯に対する多機関・多分野による包括的相談支援体制を構築する上で、必要となる人材(相談支援包括化推進員)の育成



地域共生社会のキーマンとなる人材の養成

2 主催

鹿児島県(社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会に委託)

3 事業実施期間

平成30年度より3か年で実施予定

4 講座実施対象地区

7地域振興局・市庁単位で3年かけて順次開催

- ・ 平成30年度：鹿児島地域, 熊毛地域
- ・ **令和元年度：始良・伊佐地域, 大島地域**
- ・ 令和2年度：南薩地域, 北薩地域, 大隅地域

5 受講対象者

主に市町村単位で設置されている既存の包括的相談支援機関の相談支援員等で、市町村が候補となり得る者として推薦した者

地域包括支援体制人材育成事業

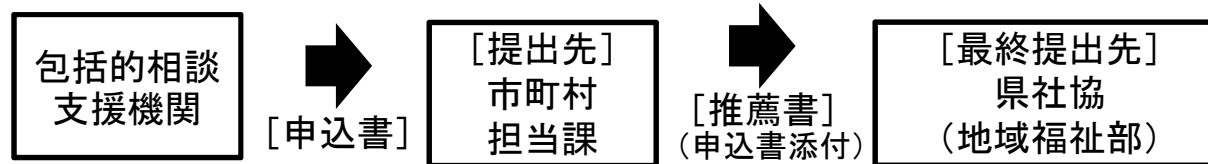
(想定される受講対象者)

- ・ 生活困窮者自立相談支援機関(くらサポ等)の相談支援員
- ・ 地域包括支援センターのケアマネージャーまたは生活支援コーディネーター
- ・ 障害者基幹相談支援センターの相談支援専門員
- ・ 子育て世代包括支援センターの母子保健支援員

※ 1市町村1名から数名の受講を要請

【参考：申し込みの流れ】

※ 鹿児島県社会福祉協議会から対象管内の市町村及び包括的相談支援機関あてに開催案内を送付



5 定員

各地区40名程度

8 受講料

無料(ただし, 旅費, 宿泊代, 昼食代等については各自で負担)

9 修了証書の交付

全6回の講座を修了された受講者に対して, 県知事の修了証書を, 第6回の閉講式において交付

令和元年度 鹿児島県相談支援包括化推進員養成講座(全6回:カリキュラム)

回数	期日		場所	時間	カテゴリ	内容(項目)	
	始良・伊佐	大島					
開講式 第1回	7月下旬	7月下旬 (始良・伊佐地域開 催の翌日)	調整中 (始良・伊 佐地域: 始良市 内) (大島地 域:奄美 市内)	10:30～10:45	個別支援	開講式	
				10:45～12:15		講義①	記念講演
				13:15～15:15		講義①	グループワーク「生活困窮・社会的孤立者 に対する相談支援」
第2回	8月上旬	7月下旬 (第1回の翌日)		10:00～10:55	事例検討 (高齢)	講義②	権利擁護について考える
				11:05～12:00		講義③	地域包括ケアシステム、地域共生社会の 実現
				13:00～15:00		演習②	複合的な困難事例検討(高齢)
第3回	9月上旬	9月中旬		10:00～10:55	事例検討 (障害)	講義④	障害者の地域生活と地域移行
				11:05～12:00		講義⑤	相談業務から見たひきこもりへの対応
				13:00～15:00		演習③	複合的な困難事例検討(障がい)
第4回	11月上旬	9月中旬 (第3回の翌日)		10:00～10:55	事例検討 (児童)	講義⑥	ライフステージにおける児童福祉と母子 保健
				11:05～12:00		講義⑦	発達障害への理解
				13:00～15:00		演習④	複合的な困難事例検討(児童)
第5回	1月中旬	1月下旬	10:00～12:00	地域支援 他	演習⑤	これからの「まちづくり」を考えるいくつか のヒント	
			13:00～15:00		演習⑥	経験から生まれる地域支え合い	
第6回	2月上旬	1月下旬 (第5回の翌日)	10:30～12:30	地域支援 総括	演習⑦	コミュニティワーク「支え合いマップ」	
			13:30～15:00		演習⑧	講座のまとめ、目標設定	
			15:10～15:20			閉講式(修了証書交付)	

■平成30年度実績

① 受講人数

鹿児島地域振興局管内40名（鹿児島市32名，日置市6名，いちき串木野市2名）

熊毛支庁管内37名（西之表市17名，中種子町12名，南種子町8名）

② 修了者16名（うち鹿児島地区11名，熊毛地区5名）

※ 修了者:全6回の講座を全て受講した者

鹿児島県地域福祉支援計画の概要について

[計画期間]平成31年度～平成35年度(5年間)

計画策定の趣旨

地域福祉を取り巻く状況の変化や国の地域共生社会の実現に向けた動きなどを踏まえ、市町村の地域福祉推進の取組を支援するため、鹿児島県地域福祉支援計画を策定する。

計画の位置付け

社会福祉法第108条の規定に基づき定める計画で、「かごしま未来創造ビジョン」(平成30年3月策定)を踏まえ、「鹿児島すこやか長寿プラン2018(鹿児島県高齢者保健福祉計画)などの個別計画の上位計画として、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等を取りまとめるもの。

基本理念

誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

計画の構成

第1章 計画の策定に当たって

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の位置付けと役割
- III 計画期間及び計画の進行管理

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- I 人口減少と高齢化・少子化の進行
- II 核家族化と高齢単身世帯の増加
- III 支援が必要な人の状況
- IV 地域福祉を支える人材等の状況
- V 市町村の取組状況
- VI 地域社会が抱える課題

第3章 計画の基本的な考え方

- I 基本理念
- II 施策の基本方向

第4章 支援施策の展開

- I 安心して暮らせる社会づくり
 - 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
 - 2 生活困窮者への支援
 - 3 権利擁護の推進
 - 4 福祉サービスの質の向上
 - 5 福祉のまちづくりの推進
 - 6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進
 - 7 その他の支援
 - ① 就労支援
 - ② 自殺対策
 - ③ 居住支援
 - ④ 犯罪を犯した者の社会復帰支援
 - ⑤ 地域防災力の強化
 - II 地域福祉を支える担い手づくり
 - 1 地域住民等の福祉活動への参加促進
 - 2 福祉人材の確保・育成と資質向上
 - III 地域福祉の推進を支援
 - 1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援
 - 2 包括的な支援体制の構築に対する支援
 - 3 県社会福祉協議会等との連携
- 《取組事例》
【資料編】

支援施策の展開

I 安心して暮らせる社会づくり

- 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
 - ニーズに対応した公的サービスの充実
- 2 生活困窮者への支援
 - 自立支援制度に基づく支援
 - アウトリーチ等による早期把握、制度の周知や関係機関等ネットワーク構築
 - 任意事業の実施による包括的支援の県下全域での展開
 - 子どもの貧困対策を含む生活支援対策の推進
- 3 権利擁護の推進
 - 人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進と人権に関する相談体制の充実
 - 差別解消のため、障害者差別解消及び条例に関する県民の理解促進
 - 成年後見制度の活用促進
 - 福祉サービス利用支援事業の利用促進
 - 高齢者等への虐待防止の普及啓発、事業者等への研修や関係機関との連携強化
- 4 福祉サービスの質の向上
 - サービスの質の評価や情報提供の推進
 - 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査
 - 福祉サービスの相談支援体制の整備
- 5 福祉のまちづくりの推進
 - 障害者等に配慮した総合的なまちづくりや公共的施設等のバリアフリー化の推進
 - 障害者等の日常生活を支援する見守り活動等を促進
- 6 各福祉分野が連携した取組の促進
 - 高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供
- 7 その他の支援
 - 就労支援
 - 自殺対策
 - 居住支援
 - 犯罪を犯した者の社会復帰支援
 - 地域防災力の強化

成果指標(主なもの)

- ① 開催計画に基づく地域ケア会議実施市町村数
30市町村(H30.9)⇒全市町村(H32)
- ② 認知症サポーターの養成数
157,123人(H30.9)⇒180,000人(H32)
- ③ 地域生活支援拠点等の数
1箇所(H29)⇒7箇所(H32)
- ④ 保育所待機児童数
354人(H29)⇒0人(H31)
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童数
259人(～小3)⇒0人
437人(～小6)⇒0人
(H30) (H31)
- ⑥ 自殺死亡率(人口10万人対)
19.0(H27)⇒14.9以下(H35)
- ⑦ 刑法犯検挙者中の再犯者数
947人(H29)⇒757人(H35)
- ⑧ 地域福祉計画を策定している市町村数
19市町村(H30)⇒全市町村(H35)

II 福祉を支える担い手づくり

- 1 地域住民等の福祉活動への参加促進
 - 共助の取組強化
 - NPO、ボランティア等の多様な活動を推進
 - 地域住民による各種ボランティア活動の促進
 - 高齢者の社会参加促進
 - 市町村・関係団体との連携
- 2 福祉人材の確保・育成と資質向上
 - 県福祉人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の充実による福祉人材確保
 - 深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善や中高年齢者・外国人の活躍促進、介護ロボットの活用や資格取得への支援など、総合的な介護人材の確保対策を推進
 - 保育人材の確保
 - 保健・医療を支える人材の育成・確保
 - 子育て支援員の活用を促進

III 地域福祉の推進を支援

- 1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援
 - 市町村地域福祉計画策定・改定支援
 - 政策課題等に対応した体制の整備
- 2 包括的な支援体制の構築に対する支援
 - 地域課題の解決体制の構築
 - 包括的な相談支援体制の構築
 - 拠点機能の強化
 - 多世代交流・多機能型の福祉拠点づくりの促進
 - 中山間地域等における支え合う仕組みづくりの促進
- 3 県社会福祉協議会等との連携
 - 多様な主体との連携促進